

実質化された人・農地プラン(中地区)

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
御嵩町	中地区	令和5年3月	－

1 対象地区の現状

単位:ha

中地区の人・農地プランの対象農地面積		101.10			
中心経営体耕作面積(所有地+耕作地)		17.61			
70歳以上の農地面積(耕作者含む)		33.99			
アンケートより	担い手が耕作する面積(中地区)	17.61	45.1	17.42%	44.61%
	「後継者あり」の農地面積(5～10年後も維持が見込まれる農地)	27.49		27.19%	
	「年齢60歳代」で「後継者無し」及び「農業をやめる」農地面積	2.67	8.99	2.64%	8.89%
	「年齢70歳代」で「後継者無し」及び「農業をやめる」農地面積	4.06		4.02%	
	「年齢80歳代」で「後継者無し」及び「農業をやめる」農地面積	2.26		2.24%	
	貸出を希望している農地面積		12.83		12.69%
	70歳以上で「後継者有り」貸出を希望している農地面積		2.85		2.82%
	70歳以上で「後継者無し」貸出を希望している農地面積		5.77		5.71%
担い手が引き受け可能な農地面積		4.50		4.45%	

2 対象地区の課題

①担い手と農地面積の確保について 現時点において、中心経営体となる担い手が2者存在している。 中地区の中心経営体が引き受け可能な農地面積(4.5ha)が、貸出を希望している農地の内、特に70歳以上で後継者無しかつ、貸出を希望している農地面積(5.77ha)を下回っており、現時点では、地区内の農地面積をカバーすることが困難であるという見込みである。 また、中心経営体以外の農業者については高齢化が進んでいることや、60歳代以上で後継者無しかつ、農業をやめると回答があった農地(8.99ha)もあることから、今後とも貸し出しを希望される方は増加すると考えられる。 このため、担い手の創出、地域での農地の維持管理体制の構築など新たな体制整備が早急に必要である。また、後継者有りにもかかわらず貸出を希望している農地(2.85ha)もあることから、将来的に農業経営を安心して引き継げる仕組み作りも必要と考えられる。
②耕作環境について 中地区は、平地であり町内においては比較的営農しやすい条件が整っている地区である。しかし、南北には山林があり、特に大庭地域や古屋敷地域においては鳥獣の出没や被害報告が増加していることから、耕作への影響が出ている。そのほか、遊休農地や休耕田なども点在している。
③意向の把握について 耕作者及び所有者356名(耕作者289名、所有者67名)を対象にしたアンケート調査を実施し、回答は232名(耕作者196名、所有者36名)回答率は65%となった。 また、アンケート回答者の所有及び耕作面積は約75.4ha(75%)であり、対象地区のおおよそ過半数を大きく超えており、地域の意向としてアンケート結果を用いても問題ないと判断。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中地区における農地利用は、中心経営体である認定農業者における2者が中心に担う。その他に、既存の農業者や入作を希望する認定農業者、認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
--

地区内の中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			後継者の 有無
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
認農	田中農機(株)	水稲、大豆他	10.77 ha	水稲、大豆他	13.27 ha	御嵩地区・中地区	×
認農	(個人名のため非公開)	水稲	6.84 ha	水稲	8.84 ha	中地区	○
計	2者		17.61 ha		22.11 ha		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

①農地の貸付け等の意向把握に関する方針 貸付け等(所有権移転希望除く)の意向が確認された農地は、190筆、128,349㎡となっている。 今後、中心経営体をはじめとする受け手ごとの耕作エリアマップを作成し、農地所有者や受け手の意向ではなく、地域全体の意向の下にマッチングを進めていく。 また、アンケート調査で回答の得られなかった方についても、更なる意向の把握に努める。
②農地中間管理機構の活用方針 中地区について将来の経営農地の集約化を目指し、農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用する。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
③水田活用の方針 主食用米以外に、加工用米や大豆などの地域作物の生産に取り組む。また、湿地帯や機械耕作が困難な場所について、農地の態様を変えていく方法や水田を効果的に活用するための方法を検討する。
④鳥獣被害防止対策の取組方針 農地所有者、耕作者、中心経営体など地域全体で侵入防止柵の設置を計画的に張っていくこと。また、その後の維持管理体制を含め地域としての話し合いを行う機会を作り、捕獲体制の構築など、地域が一体となり鳥獣害対策に取り組む。
⑤用排水・畦畔・農道管理の取組方針 中心経営体、地域の農地所有者及び耕作者と農地の管理等の役割分担についての協力体制を構築し、用水路、畦畔及び農道管理を適正に管理するための、地域のルール作りを検討していく。また、水路の老朽化への対策について、受益者負担を可能な限りで抑えられるよう国や県の補助事業を継続的に模索していく。